吸収合併に関する事後開示書面

2020年7月1日

株式会社オカムラ

吸収合併に関する事後開示書面

2020年7月1日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番18号
株式会社オカムラ
代表取締役 中村　雅行

株式会社オカムラによるシーダー株式会社の吸収合併に係る事後開示
（吸収合併存続会社：会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面）

株式会社オカムラ（以下「吸収合併存続会社」という）及びシーダー株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）は、2020年5月13日付吸収合併契約に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本合併」という）を行いました。よってここに本合併に係る事後開示をいたします。

なお、本合併は、吸収合併存続会社においては同法第796条第2項に定める簡易吸収合併、吸収合併消滅会社においては同法第784条第1項に定める略式吸収合併となります。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
   2020年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であり、吸収合併存続会社以外の株主が存在しなかったため、該当する事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の買取請求）の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であり、吸収合併存続会社以外の株主が存在しなかったため、該当する事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当する事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、2020年5月14日付で官報に公告を行うとともに、同日付で個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2（吸収合併をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併存続会社に対して、本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条（反対株主の買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、会社法第796条2項に基づく簡易吸収合併であるため、同法第797条に規定する手続きは行っておりません。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による手続の経過

吸収合併存続会社は、2020年5月14日付の官報及び同日付の日本経済新聞において、吸収合併存続会社の債権者に対し、本合併について異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（吸収合併契約の内容を除く）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2020年7月1日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

吸収合併消滅会社は、最終事業年度の末日時点で債務超過の状態にありましたが、本合併に先立ち、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社に有する債権を放棄したことにより、2020年5月14日時点で、債務超過は解消されております。

以上

別紙

吸収合併契約に関する事前開示書面

2020年5月14日

株式会社オカムラ

シーダー株式会社

吸収合併契約に関する事前開示書面

2020 年 5 月 14 日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目 7 番 18 号
株式会社オカムラ
代表取締役 中村　雅行

神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目 2 番 17 号
シーダー株式会社
代表取締役社長　萩原 裕次

株式会社オカムラによるシーダー株式会社の吸収合併に係る事前開示
（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面）
（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

株式会社オカムラ（以下「吸収合併存続会社」という）及びシーダー株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）は、2020 年 5 月 13 日各社取締役会の決議を経て、2020 年 7 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」という）に係る吸収合併契約を締結いたしました。よってここに本合併に係る事前開示をいたします。

なお、本合併は、吸収合併存続会社においては同法第 796 条 2 項に定める簡易吸収合併、吸収合併消滅会社においては同法第 784 条第 1 項に定める略式吸収合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020 年 5 月 13 日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は、別紙 1 をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

吸収合併消滅会社は、最終事業年度の末日時点で債務超過の状態にありますが、本合併に先立ち、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社に有する債権を放棄したことにより、2020年5月14日現在、債務超過は解消されております。

6. 効力発生日以降における債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

別紙２

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添のとおりです。

（添付書類）事業報告 [2019年4月1日から2020年3月31日まで]

1. 当社グループの現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、雇用・所得環境は高水準を維持し、景気は緩やかながら拡大基調で推移したものの、外需の低迷などを背景に業況感の悪化が見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。また、年度末には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景況感は大幅に悪化し、先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、特徴ある製品づくりやトータルソリューション提案による新しい市場創出、各事業分野でのシェア拡大と新規顧客開拓に努めるとともに、生産性向上やコストダウンを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、過去最高を2期連続更新し、253,170百万円（前期比2.1%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は13,391百万円（前期比7.8%増）、経常利益は14,712百万円（前期比7.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,851百万円（前期比3.7%減）となり、営業利益、経常利益ともに過去最高となりました。

また、自己資本当期純利益率（ROE）は、7.5%（前期比0.5ポイント減）、総資産経常利益率（ROA）は、6.3%（前期比0.4ポイント増）、売上高営業利益率は、5.3%（前期比0.3ポイント増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次ページ以降のとおりであります。

当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「物流システム事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

売上高

第84期(2019年3月期) 247,925百万円

第85期(2020年3月期) 253,170百万円

前期比 2.1%増

営業利益

第84期(2019年3月期) 12,418百万円

第85期(2020年3月期) 13,391百万円

前期比 7.8%増

経常利益

第84期(2019年3月期) 13,677百万円

第85期(2020年3月期) 14,712百万円

前期比 7.6%増

親会社株主に帰属する当期純利益

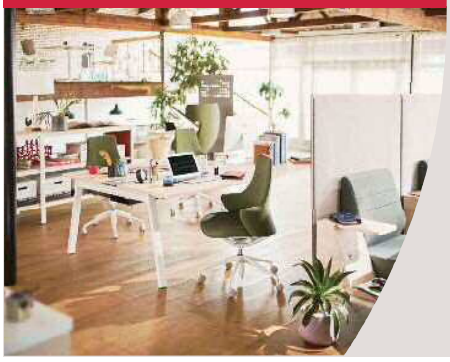
第84期(2019年3月期) 10,234百万円

第85期(2020年3月期) 9,851百万円

前期比 3.7%減

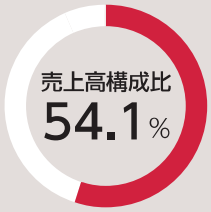
セグメント別概況

オフィス環境事業



売上高
137,074百万円

セグメント利益
9,734百万円



主要な事業内容（2020年3月31日現在）
オフィス家具、公共施設用家具、研究施設用家具、金庫・貸金庫、防水板、防犯設備、SOHO家具、移動間仕切、収納型間仕切などを製造し、一般企業をはじめ諸官庁、公共団体、学校、病院、金融機関、一般家庭へ販売するほか、据付・内装工事等も請負っております。

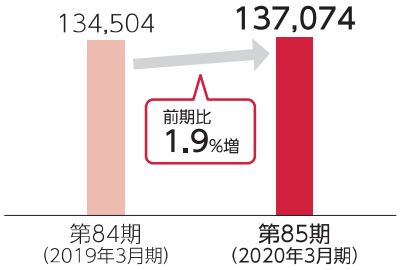
オフィス環境事業につきましては、大規模オフィスビルの安定的な供給を背景にオフィスの移転需要及びリニューアル需要は堅調に推移いたしました。また、働き方改革など新しいオフィスづくりへの動きは、業種・規模を問わず全国の幅広い企業層に拡がっております。このような状況のもと、新しい働き方や環境を実践・検証する実験オフィス「ラボオフィス」での実証結果や自社での働き方改革における様々な施策の実践により得られた知見を活かし、新しいオフィスづくりの提案を積極的に展開したことにより、売上高は、過去最高となりました。しかしながら、人件費の増加、物流コストの上昇等を吸収するには至らず、前連結会計年度に比べ、利益は減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、137,074百万円（前期比1.9%増）、セグメント利益は、9,734百万円（前期比5.4%減）となりました。

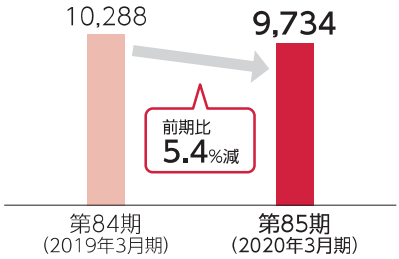

図書館


病院

売上高　（単位:百万円）



セグメント利益　（単位:百万円）



商環境事業



売上高
95,186百万円

セグメント利益
1,816百万円

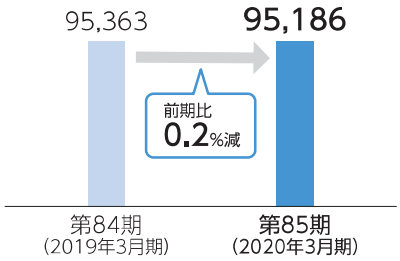
売上高構成比
37.6%

主要な事業内容（2020年3月31日現在）
店舗用商品陳列棚、冷凍冷蔵ショーケース、店舗カウンターなどを製造し、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを対象に販売するほか、据付・内装工事・店舗保守サービス等も請負っております。

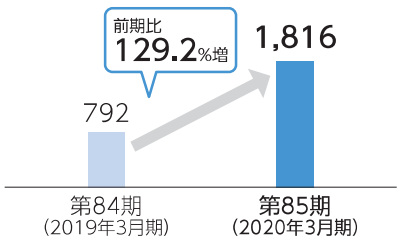
商環境事業につきましては、小売業を中心とした新規出店需要は減少傾向にあるものの、人手不足を背景とした省人・省力化関連の需要拡大と併せて、既存店舗の競争力向上を目指した改装投資は堅調に推移いたしました。このような状況のもと、店舗什器、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータル提案を強化するとともに、スライド棚やセルフレジに対応したカウンター等の製品を展開する等、省人・省力化の新しい需要の取り込みに努めたことにより、前連結会計年度に比べ、売上高は横ばい、利益は増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、95,186百万円（前期比0.2%減）、セグメント利益は、1,816百万円（前期比129.2%増）となりました。

売上高　（単位:百万円）



セグメント利益　（単位:百万円）




冷凍冷蔵ショーケース


店舗用商品陳列棚

物流システム事業



売上高
16,113百万円

セグメント利益
1,770百万円

売上高構成比
6.4%

主要な事業内容（2020年3月31日現在）
工場・倉庫用物品保管棚、物流自動機器・装置を製造販売するほか、据付・工事等も請負っております。

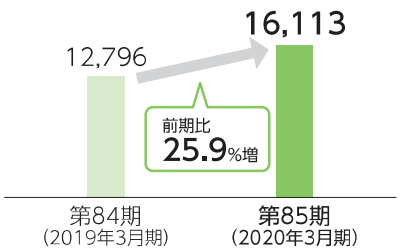
物流システム事業につきましては、人手不足を背景とした省人・省力化への要望は強く、また、卸・小売業のネット通販の拡大などにより、自動倉庫の需要は高水準に推移いたしました。このような状況のもと、優位性のある製品の強みを最大限に活かした積極的な提案活動を展開するとともに、エンジニアリング体制の強化にも努め、売上高の拡大と安定的な利益確保に向けて取り組んだことにより、前連結会計年度に比べ、売上高、利益ともに大幅に増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、16,113百万円（前期比25.9%増）、セグメント利益は、1,770百万円（前期比64.1%増）となりました。

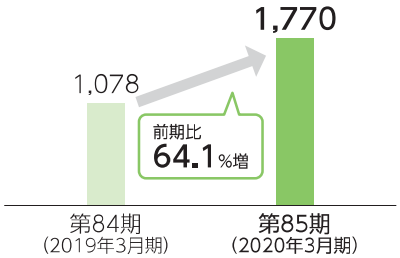


ロボットストレージシステム

売上高 （単位:百万円）



セグメント利益 （単位:百万円）



(2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,610百万円であります。その主なものは、当社富士事業所の新事務所棟建設であります。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、2019年6月に第15回無担保社債発行による5,000百万円の資金調達を行いました。

(4)対処すべき課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済の急激な収縮が見込まれますが、その収束の時期や影響の程度は見通せず、先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような事業環境のなか、当社グループは、政府の方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、社会的責任を果たしてまいります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に関する当社グループの最新の対応方針については、当社ウェブサイト（URL https://www.okamura.co.jp/）に掲載しております。

当社グループは、持続可能な社会の実現が求められる新たな価値観の社会の中で、企業が持続的に成長するためには、ESGを中心に捉えた事業活動が重要であると考えております。オカムラのミッションを実現していくために、当社グループの事業と未来世代も含めた様々なステークホルダーの視点から、「人が集う場の創造」、「従業員の働きがいの追求」、「地球環境への取り組み」、「責任ある企業活動」の4つを取り組むべきテーマと掲げ、それぞれについて重点課題を定めて活動を推進しております。また、2021年3月期を初年度とする中期経営計画における基本方針を「新たな需要の創造、効率的な経営、グローバル化の推進により、継続的な成長とESGへの積極的な取り組みを通じて企業価値向上を図る」と定めました。これにより、ESGへの取り組みの一層の強化を図り、社会に貢献するとともに持続的な企業価値の向上を目指します。

●オフィス環境事業について

主力のオフィス環境事業につきましては、都心を中心とした大規模新築オフィスビルの供給は一時的に減少する見込みですが、オフィス空室率は低水準で推移しており、二次・三次移転を中心にオフィス需要は堅調に推移すると予想しております。また、働き方改革など新しいオフィスづくりへの動きは、業種・規模を問わず全国の幅広い企業層に拡がっております。このような状況のもと、他業界とのオープンイノベーションによる「未来のオフィス空間」の実証実験、新しい働き方や環境を

実践・検証する実験オフィス「ラボオフィス」での実証実験、自社での働き方改革における様々な施策の実践を推進してまいります。これらにより得られた知見をプラスすることにより、当社グループの強みであるトータルソリューション提案の強化を図ってまいります。また、オフィス周辺市場での優位性の確立、収益性の向上、人財育成の徹底・強化に取り組んでまいります。

●商環境事業について

商環境事業につきましては、小売業を中心とした新規出店需要は減少傾向にあるものの、人手不足を背景に省人・省力化への要望はますます強まると予想しております。このような状況のもと、お客様のニーズにマッチした製品の拡充を図り、店舗什器、冷凍冷蔵ショーケース、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータルソリューション提案を強化し、売上高の拡大を目指すとともに、業務標準化等によるコストの低減や販売価格の見直し等により収益性の改善に努めてまいります。

●物流システム事業について

物流システム事業につきましては、卸・小売業のネット通販の拡大などで、大型物流施設の需要は高水準に推移し、また、省人・省力化関連需要は拡大するものと見込んでおります。このような状況のもと、差別化製品の開発に積極的に取り組むとともに、エンジニアリング体制の一層の強化を図り、売上高の拡大と安定的な利益確保を目指してまいります。

●持続的な企業価値向上のために

生産性・効率性の向上につきましては、効果的な設備投資と継続的な改善活動により、生産性の向上、サプライチェーンの最適化を図ってまいります。併せて、全社にわたる働き方改革の実践と業務効率化への取り組みを一層強化し、競争力の向上に努めてまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)価値創造ストーリー

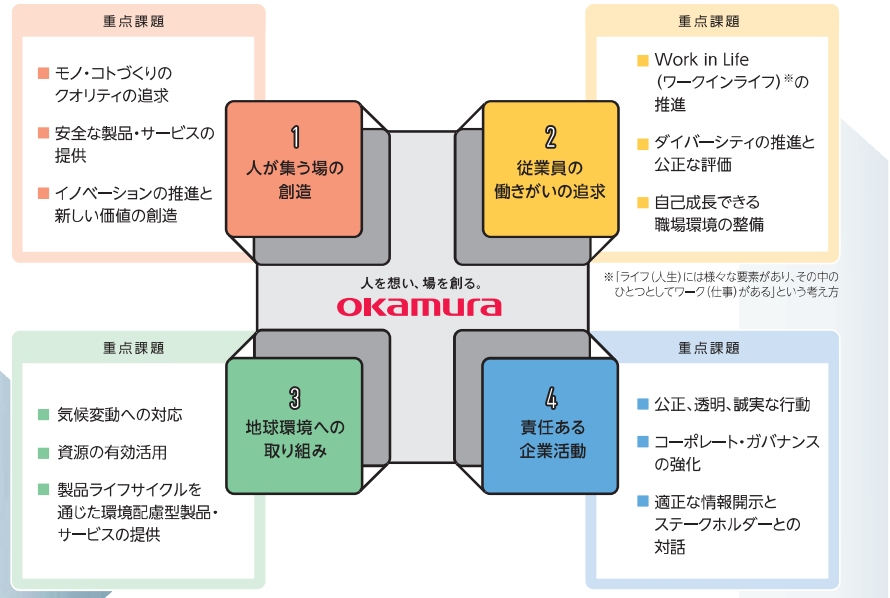
ビジネス環境

- 労働力人口の継続的減少
- 働き方・働く環境の多様化
- デジタル技術の進展による社会環境と価値観の変貌
- 新興国での高所得者層の拡大消費の高度化
- シェアリングエコノミーの進展
- サブスクリプション型・リカーリング型事業モデルの進展
- オープンイノベーションによる新規事業創出力の拡大

社会課題

- 世界人口の増加、国内人口の減少
- 超高齢社会
- 気候変動の緩和と適応
- 生物多様性の喪失と生態系の崩壊
- 資源枯渇
- 大規模な自然災害
- サイバー攻撃などのITリスク
- 世代間格差、地域格差の拡大

オカムラグループCSR重点課題4分野



※「ライフ(人生)には様々な要素があり、その中のひとつとして「ワーク(仕事)がある」という考え方

中期経営計画

基本方針

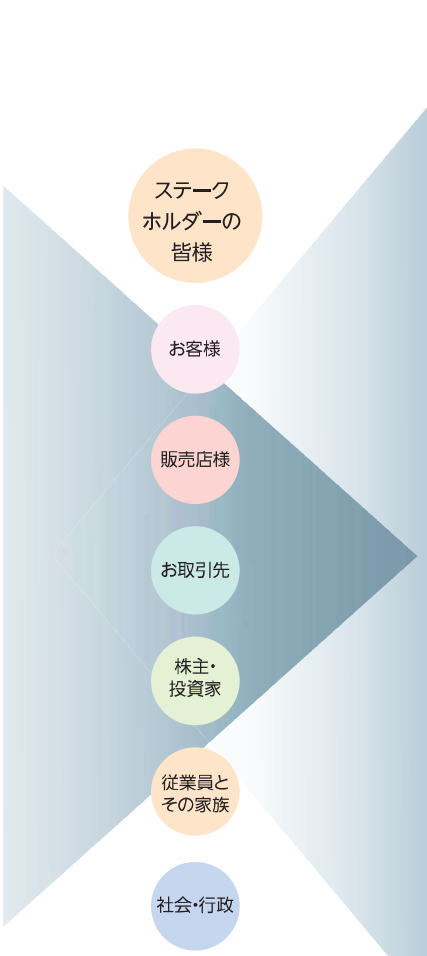
新たな需要の創造、効率的な経営、グローバル化の推進により、継続的な成長とESGへの積極的な取組みを通じて企業価値向上を図る

2024年度目標 営業利益率 7%以上 ROE 10%

具体策 ■ サプライチェーンの改革 ■ デジタル技術の活用 ■ 海外事業の強化

- オフィス環境事業
- 商環境事業
- 物流システム事業

開発 → 生産 → 販売 → 物流 → 施工 → アフターメンテナンス



提供価値

ミッション

豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する。

オカムラグループが目指す姿

私たちは、高品質な製品・サービスを提供し、新しい価値・市場・トレンドの創造に挑戦し続けることで信頼されるリーディングカンパニーを目指します。

SDGsへの貢献



オカムラグループは、持続可能な世界の実現に向け国連が定めた、2030年までの国際的な目標であるSDGsの理念に共感し、事業活動と社会貢献活動を通じて、目標達成に貢献します。

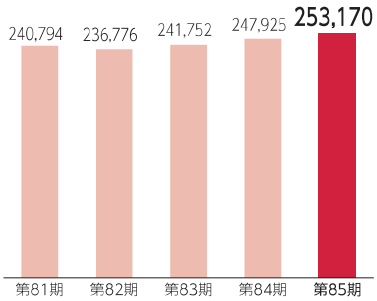
(5)財産及び損益の状況

❶当社グループの財産及び損益の状況（連結）

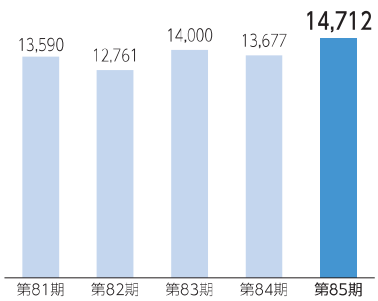
		第81期 2016年3月期	第82期 2017年3月期	第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期	第85期 2020年3月期
売上高	(百万円)	240,794	236,776	241,752	247,925	**253,170**
営業利益	(百万円)	12,960	11,815	13,142	12,418	**13,391**
経常利益	(百万円)	13,590	12,761	14,000	13,677	**14,712**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,067	8,295	10,820	10,234	**9,851**
1株当たり当期純利益	(円)	82.31	75.30	98.23	92.92	**89.44**
総資産	(百万円)	214,945	216,216	233,110	229,276	**236,327**
純資産	(百万円)	108,491	114,249	125,585	130,403	**135,497**
1株当たり純資産	(円)	980.32	1,032.06	1,136.82	1,179.63	**1,219.18**
自己資本比率	(%)	50.2	52.6	53.7	56.7	**56.8**
自己資本利益率(ROE)	(%)	8.6	7.5	9.1	8.0	**7.5**

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日) 等を第84期の期首から適用しており、第81期から第83期の各連結会計年度につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

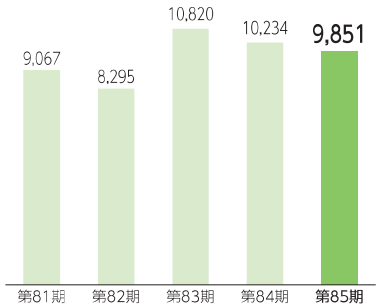
売上高 (単位:百万円)



経常利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)

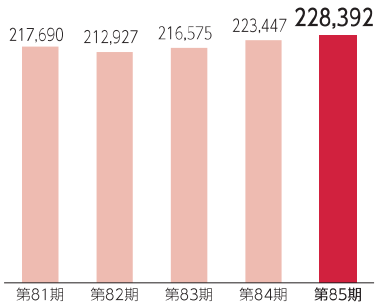


❷当社の財産及び損益の状況（単体）

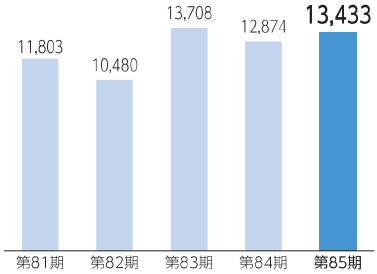
		第81期 2016年3月期	第82期 2017年3月期	第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期	第85期 2020年3月期
売上高	(百万円)	217,690	212,927	216,575	223,447	**228,392**
営業利益	(百万円)	10,860	8,798	10,896	11,028	**11,755**
経常利益	(百万円)	11,803	10,480	13,708	12,874	**13,433**
当期純利益	(百万円)	7,764	7,227	11,290	9,851	**9,251**
1株当たり当期純利益	(円)	70.38	65.51	102.33	89.29	**83.85**
総資産	(百万円)	188,566	191,124	209,722	207,572	**213,312**
純資産	(百万円)	97,088	101,532	113,793	118,484	**122,451**
1株当たり純資産	(円)	880.00	920.30	1,031.43	1,073.96	**1,109.93**

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)等を第84期の期首から適用しており、第81期から第83期の各事業年度につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

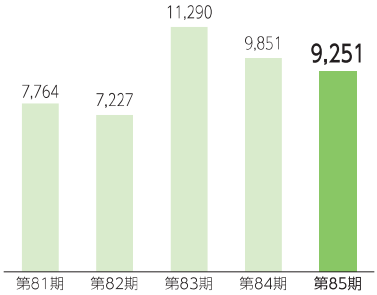
売上高　(単位:百万円)



経常利益　(単位:百万円)



当期純利益　(単位:百万円)



(6)重要な親会社及び子会社の状況

❶親会社の状況

該当事項はありません。

❷重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西オカムラ	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造
株式会社オカムラ物流	90	100.0	貨物運送

(7) 主要な営業所及び工場(2020年3月31日現在)

❶当社の主要な営業所及び工場

本店		(神奈川県横浜市)	
営業拠点	オフィス営業本部	東日本支社(宮城県仙台市) 中部支社(愛知県名古屋市) 西日本支社(福岡県福岡市)	首都圏営業本部(東京都港区) 関西支社(大阪府大阪市)
	商環境事業本部	東北営業部(宮城県仙台市) 東京東営業部(東京都千代田区) 中部営業部(愛知県名古屋市) 西日本営業部(福岡県福岡市)	関信越営業部(埼玉県さいたま市) 東京西営業部(東京都千代田区) 近畿営業部(大阪府大阪市)
	テレコム営業本部	(東京都千代田区)	
	ヘルスケア事業本部	(東京都千代田区)	
	物流システム事業本部	(東京都千代田区)	
	海外営業本部	(東京都港区)	
	パワートレーン営業部	(神奈川県横須賀市)	
製造拠点		追浜事業所(神奈川県横須賀市) つくば事業所(茨城県つくば市) 御殿場事業所(静岡県御殿場市) 鶴見事業所(神奈川県横浜市)	高畠事業所(山形県東置賜郡高畠町) 富士事業所(静岡県御殿場市) 中井工場(神奈川県足柄上郡中井町) パワートレーン事業部(神奈川県横須賀市)

❷当社子会社の主要な営業所及び工場

	会社名	所在地
営業拠点	奥卡姆拉(中国)有限公司 Okamura Salotto Hong Kong Limited Siam Okamura International Co., Ltd.	中国 中国 タイ
製造拠点	株式会社関西オカムラ 株式会社エヌエスオカムラ 株式会社山陽オカムラ シーダー株式会社 株式会社富士精工本社 杭州岡村伝動有限公司	大阪府東大阪市 岩手県釜石市 岡山県高梁市 神奈川県横浜市 石川県能美市 中国
その他サービス拠点等	株式会社オカムラ物流 株式会社オカムラサポートアンドサービス セック株式会社	神奈川県横浜市 東京都千代田区 東京都中央区

(8)従業員の状況(2020年3月31日現在)

❶当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	増減(△)名
オフィス環境事業	3,065	118
商環境事業	1,395	28
物流システム事業	285	4
その他	161	△ 1
全社(共通)	239	9
合計	5,145	158

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

❷当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
名	増減(△)名
3,571	99

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9)当社の主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,200
株式会社横浜銀行	1,900
株式会社みずほ銀行	1,600

2. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数　400,000,000株

(2)発行済株式の総数　112,391,530株
(自己株式　2,067,619株を含む)

(3)株主数　5,692名
(前事業年度末比　253名増)

(4)大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,349	9.38
三菱商事株式会社	6,300	5.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,223	5.64
オカムラグループ従業員持株会	5,967	5.41
明治安田生命保険相互会社	5,436	4.93
日本製鉄株式会社	5,313	4.82
株式会社三菱UFJ銀行	4,805	4.36
三井住友海上火災保険株式会社	4,236	3.84
オカムラ協力会持株会	3,755	3.40
株式会社横浜銀行	2,853	2.59

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(2,067,619株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	中村　雅行	社長執行役員 ㈱関西オカムラ 代表取締役社長
取締役	菊池　繁治	専務執行役員 オフィス営業本部長
取締役	土志田 貞一	専務執行役員 コーポレート担当
取締役	山本　文雄	専務執行役員 商環境事業本部長
取締役	山木　健一	常務執行役員 生産本部長
取締役	福田　栄	執行役員 コーポレート担当
取締役	塚本 光太郎	三菱商事㈱ 常務執行役員総合素材グループCEO ㈱メタルワン取締役(非常勤)
取締役	浅野　広視	
取締役	伊藤　裕慶	㈱キーストーン・パートナース 社外監査役
監査役(常勤)	荒谷　克典	
監査役(常勤)	岩田　寿一	
監査役	鈴木　祐一	弁護士 ロックペイント㈱ 社外取締役 ㈱ぎょうせい 社外監査役
監査役	岸上　恵子	公認会計士

（注）1. 取締役中村雅行氏は、2020年4月1日付で株式会社関西オカムラの代表取締役社長を退任し、同社の取締役に就任しております。
2. 取締役塚本光太郎、浅野広視及び伊藤裕慶の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役鈴木祐一及び岸上恵子の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役岸上恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役浅野広視、取締役伊藤裕慶、監査役鈴木祐一及び監査役岸上恵子の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会において、塚本光太郎及び福田栄の両氏が新たに取締役に、岸上恵子氏が新たに監査役にそれぞれ選任され、同日就任いたしました。
7. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、佐藤潔、田中格知、小熊誠次、金子肇、井上健、田尻誠、牧野博、酒徳真司、河野直木及び荒川和巳の各氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、岩田寿一氏は、任期満了により取締役を退任し、新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
9. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、守分宣及び岩本繁の両氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。
10. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役（社外取締役を除く）	16	273
社外取締役	4	27
監査役（社外監査役を除く）	3	43
社外監査役	3	17
計	26	362

（注）1. 上記には、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役11名（うち社外取締役1名）が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額42百万円を支給しております。
3. 2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額5億円以内、監査役の報酬限度額は年額8千万円以内と決議いただいております。
ただし、報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 2019年3月に取締役会の諮問機関として任意の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置いたしました。取締役等の指名及び報酬等について、決定のプロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ります。

(3)社外役員に関する事項

❶重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ　取締役　塚本　光太郎

同氏は、三菱商事株式会社常務執行役員総合素材グループCEOを兼務しております。同社は、当社株式の5.71%を保有する株主であります。

❷重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員等を兼任している場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ　取締役　塚本　光太郎

同氏は、株式会社メタルワンの取締役（非常勤）であります。同社は、当社製品の販売等について当社の主要な取引先であります。

ロ　取締役　伊藤　裕慶

同氏は、株式会社キーストーン・パートナースの社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ハ　監査役　鈴木　祐一

同氏は、ロックペイント株式会社の社外取締役及び株式会社ぎょうせいの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人のいずれとの間にも特別な関係はありません。

❸当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
社外取締役	塚本光太郎	6回/9回 (67%)	—	社外取締役就任後に開催した取締役会9回中6回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	浅野　広視	12回/12回 (100%)	—	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	伊藤　裕慶	12回/12回 (100%)	—	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
社外監査役	鈴木　祐一	7回/12回 (58%)	7回/12回 (58%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中7回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中7回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
	岸上　恵子	8回/9回 (89%)	9回/9回 (100%)	社外監査役就任後に開催した取締役会9回中8回出席しております。また、社外監査役就任後に開催した監査役会9回中9回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

❹責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支払額
	百万円
❶当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	65
❷当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、当社監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6.会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

❶取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

❷損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うこととしております。

❸取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

また、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しており、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすることとしております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

❹取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

❺当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び

当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を、関係会社管理規程として定めるとともに、当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

❻監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

❼前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

❽当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

❾その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席する

ことができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

❶コンプライアンス

当社の「行動規範」をハンドブックの配付等により周知させ、違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

❷リスク管理体制

災害対策の強化を目的として、災害対応マニュアルを策定し、全従業員への配付と教育を実施しています。また、従業員の安否確認システムを構築し、災害発生時に有効に機能するよう、年2回の定期訓練を行っています。

情報セキュリティの一層の向上をめざし、「社内情報システム使用規則」において、情報端末の適正な使用

方法を規定するとともに、広報や教育を実施し、情報管理意識の向上を図っています。また、「個人情報管理委員会」を設置し、教育活動、現場の監査・指導を実施しています。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務監査及び会計監査を実施しており、その結果は、当社代表取締役、担当取締役及び当社監査役に報告されています。

❸取締役の職務執行

原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っています。

「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書等の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理しています。

❹グループ管理体制

「行動規範」を当社グループ共有のものとして定めており、ハンドブックの配付等により周知し「行動規範」に違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

当社グループでは、取締役及び使用人等に対し、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

毎月開催される「経営会議」及び年2回開催される「関連会社社長会」にて、子会社の代表取締役から経営状況等が報告されるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて、当社取締役会に報告されています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を年1回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

監査部は子会社に対し、原則年1回の定期監査を行うとともに、必要に応じて随時内部監査を行い、その結果を子会社の代表取締役及び担当取締役、ならびに当社の代表取締役及び監査役に報告しています。

❺監査役

監査役は、「監査役会規程」に基づき、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、稟議書の閲覧等により、取締役の職務が適正に執行されているか監査しています。

また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人や監査部と連携し、監査の実効性確保に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

❶基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転をともなう買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

❷基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

イ　基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社は、「競争力の向上」、「国内事業基盤の強化」及び「グローバル化による市場拡大」の取組みを進めることにより、中長期の成長を目指した企業価値の向上に努めております。

また、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、独立性を有する社外取締役を3名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等に出席し、取締役及び執行役員の業務執行を十分に監視できる体制となっておりコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

ロ　基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、2018年5月9日開催の当社取締役会決議及び同年6月28日付の第83期事業年度に係る株主総会決議において、上記基本方針に照らして

不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として導入された、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、本プランの目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。またこのほか、本プラン所定の要件を満たし、かつ、相当性を有する場合には、当社は法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、第83期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、本プランは、第86期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

❸具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記②ロに記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、(i) 株主総会において株主の承認を得た上導入されたものであること、(ii) 一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、(iii) 本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、(iv) 独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経ることが必要とされていること、(v) 独立委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるとされていること、(vi) 本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により廃止できるとされていること、(vii) 当社取締役の任期は1年とされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的としております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき16円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき16円）を加えた年間配当額は、1株につき32円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第85期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**124,801**
現金及び預金	32,594
受取手形及び売掛金	71,581
有価証券	510
商品及び製品	11,921
仕掛品	1,593
原材料及び貯蔵品	4,621
その他	2,007
貸倒引当金	△ 28
固定資産	**111,525**
有形固定資産	**58,097**
建物及び構築物	15,249
機械装置及び運搬具	11,414
土地	27,829
建設仮勘定	455
その他	3,148
無形固定資産	**3,762**
投資その他の資産	**49,664**
投資有価証券	41,555
退職給付に係る資産	765
敷金	5,111
繰延税金資産	1,095
その他	1,164
貸倒引当金	△ 27
資産合計	**236,327**

科目	第85期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**67,413**
支払手形及び買掛金	27,324
電子記録債務	15,844
短期借入金	6,244
1年内返済予定の長期借入金	2,552
未払法人税等	4,272
未払消費税等	1,753
賞与引当金	4,419
その他	5,001
固定負債	**33,416**
社債	10,000
長期借入金	3,343
退職給付に係る負債	15,573
繰延税金負債	408
その他	4,092
負債合計	**100,830**
純資産の部	
株主資本	**125,522**
資本金	18,670
資本剰余金	16,766
利益剰余金	92,528
自己株式	△ 2,442
その他の包括利益累計額	**8,759**
その他有価証券評価差額金	9,614
為替換算調整勘定	△ 23
退職給付に係る調整累計額	△ 831
非支配株主持分	**1,214**
純資産合計	**135,497**
負債純資産合計	**236,327**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位:百万円）

科目	第85期 2019年4月1日から2020年3月31日まで
売上高	**253,170**
売上原価	171,422
売上総利益	**81,748**
販売費及び一般管理費	68,357
営業利益	**13,391**
営業外収益	1,972
受取利息	30
受取配当金	893
持分法による投資利益	360
その他	688
営業外費用	650
支払利息	163
為替差損	115
固定資産除売却損	95
支払手数料	123
その他	152
経常利益	**14,712**
特別利益	456
固定資産売却益	276
投資有価証券売却益	180
特別損失	685
減損損失	205
投資有価証券評価損	310
子会社清算損	167
ゴルフ会員権評価損	1
税金等調整前当期純利益	**14,483**
法人税、住民税及び事業税	5,278
法人税等調整額	△ 677
当期純利益	**9,882**
非支配株主に帰属する当期純利益	31
親会社株主に帰属する当期純利益	**9,851**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,766	86,137	△ 2,436	119,138
会計方針の変更による累積的影響額			△ 150		△ 150
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,670	16,766	85,986	△ 2,436	118,987
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,309		△ 3,309
親会社株主に帰属する当期純利益			9,851		9,851
自己株式の取得				△ 6	△ 6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,541	△ 6	6,535
当期末残高	18,670	16,766	92,528	△ 2,442	125,522

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,785	71	△ 1,061	10,795	470	130,403
会計方針の変更による累積的影響額						△ 150
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,785	71	△ 1,061	10,795	470	130,253
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,309
親会社株主に帰属する当期純利益						9,851
自己株式の取得						△ 6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,171	△ 95	230	△ 2,035	744	△ 1,291
当期変動額合計	△ 2,171	△ 95	230	△ 2,035	744	5,243
当期末残高	9,614	△ 23	△ 831	8,759	1,214	135,497

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第85期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**103,826**
現金及び預金	18,555
受取手形	8,427
売掛金	58,927
有価証券	510
商品及び製品	10,885
仕掛品	951
原材料及び貯蔵品	3,738
前払費用	643
その他	1,193
貸倒引当金	△ 7
固定資産	**109,486**
有形固定資産	**48,977**
建物	12,591
構築物	702
機械及び装置	7,852
車両運搬具	90
工具、器具及び備品	2,079
土地	25,253
建設仮勘定	406
無形固定資産	**3,723**
特許権	5
借地権	560
ソフトウェア	3,053
その他	104
投資その他の資産	**56,785**
投資有価証券	37,521
関係会社株式	11,846
関係会社長期貸付金	2,240
破産更生債権等	27
前払年金費用	765
敷金	4,565
その他	950
貸倒引当金	△ 1,132
資産合計	**213,312**

科目	第85期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**61,384**
支払手形	4,089
電子記録債務	15,844
買掛金	21,268
短期借入金	5,200
関係会社短期借入金	100
1年内返済予定の長期借入金	2,150
リース債務	121
未払金	499
未払費用	2,160
未払法人税等	3,870
未払消費税等	1,468
前受金	568
預り金	176
賞与引当金	3,623
その他	242
固定負債	**29,476**
社債	10,000
長期借入金	2,800
リース債務	396
退職給付引当金	11,928
関係会社事業損失引当金	32
長期預り金	2,693
繰延税金負債	1,279
その他	346
負債合計	**90,861**
純資産の部	
株主資本	**113,127**
資本金	**18,670**
資本剰余金	**16,759**
資本準備金	16,759
利益剰余金	**80,036**
利益準備金	1,874
その他利益剰余金	78,162
圧縮記帳積立金	4,436
別途積立金	4,180
繰越利益剰余金	69,545
自己株式	**△ 2,338**
評価・換算差額等	**9,323**
その他有価証券評価差額金	**9,323**
純資産合計	**122,451**
負債純資産合計	**213,312**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第85期 2019年4月1日から2020年3月31日まで
売上高	**228,392**
売上原価	154,182
売上総利益	**74,209**
販売費及び一般管理費	62,453
営業利益	**11,755**
営業外収益	2,393
受取利息	34
受取配当金	1,682
その他	676
営業外費用	716
支払利息	105
社債利息	16
固定資産除売却損	79
関係会社貸倒引当金繰入額	208
為替差損	71
支払手数料	123
その他	111
経常利益	**13,433**
特別利益	180
投資有価証券売却益	180
特別損失	362
投資有価証券評価損	310
関係会社株式評価損	50
ゴルフ会員権評価損	1
税引前当期純利益	**13,251**
法人税、住民税及び事業税	4,629
法人税等調整額	△ 629
当期純利益	**9,251**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,476	4,180	63,564	74,095
当期変動額								
剰余金の配当							△ 3,309	△ 3,309
圧縮記帳積立金の取崩					△ 40		40	—
当期純利益							9,251	9,251
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 40	—	5,981	5,941
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,436	4,180	69,545	80,036

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 2,338	107,187	11,297	11,297	118,484
当期変動額					
剰余金の配当		△ 3,309			△ 3,309
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		9,251			9,251
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 1,973	△ 1,973	△ 1,973
当期変動額合計	△ 0	5,940	△ 1,973	△ 1,973	3,967
当期末残高	△ 2,338	113,127	9,323	9,323	122,451

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社オカムラ
　　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　横浜事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　園　田　博　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　塚　俊一郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オカムラの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社オカムラ
　　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　横浜事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　園　田　博　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　塚　俊一郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オカムラの2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社　オカムラ 監査役会

常勤監査役　荒　谷　克　典　㊞

常勤監査役　岩　田　寿　一　㊞

社外監査役　鈴　木　祐　一　㊞

社外監査役　岸　上　恵　子　㊞

以　上

第85回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

株式会社 オカムラ

上記の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.okamura.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連　結　注　記　表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数	27社
主要な連結子会社の名称	㈱関西オカムラ
	㈱オカムラ物流
	㈱エヌエスオカムラ
	㈱山陽オカムラ
	㈱オカムラサポートアンドサービス
	奥卡姆拉（中国）有限公司
	シーダー㈱
	㈱富士精工本社
	セック㈱
	Okamura Salotto Hong Kong Limited
	杭州岡村伝動有限公司
	サイアム オカムラ インターナショナル CO.,LTD.

前連結会計年度において持分法適用会社であったサイアム オカムラ インターナショナル CO.,LTD.は実質的な支配力が強まったため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

非連結子会社の数	１社
非連結子会社の名称	㈱新興機材

連結の範囲から除いた理由

㈱新興機材は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

持分法適用の非連結子会社の数	１社
持分法適用の非連結子会社の名称	㈱新興機材

(2) 持分法を適用した関連会社

持分法適用の関連会社の数	８社
主要な持分法適用の関連会社の名称	サイアム オカムラ スチール CO.,LTD.
	㈱清和ビジネス

(3) 持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法を適用しない関連会社

該当事項はありません。

(5) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類又は仮決算に基づく計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、奥卡姆拉（中国）有限公司、Okamura Salotto Hong Kong Limited及びその子会社１社、杭州岡村伝動有限公司、岡村貿易（上海）有限公司、上海岡村建築装飾有限公司、オカムラインターナショナル（Singapore）PTE LTD、PT. Okamura Chitose Indonesia、オカムラインターナショナル（Malaysia）SDN.BHD.、サイアム オカムラ インターナショナル CO.,LTD.ならびにオカムラインターナショナル（Vietnam）CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、砂畑産業㈱及び㈱イチエの決算日は８月31日であります。それ以外の連結子会社の決算日は３月31日で、連結計算書類作成会社と同一であります。決算日が12月31日の連結子会社の決算日と連結決算日との差は３ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。また、砂畑産業㈱及び㈱イチエについては、仮決算日（２月29日）の計算書類によっております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～50年

機械装置及び運搬具　　２年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首から IFRS第16号「リース」を適用し、借手の会計処理として原則すべてのリースについて連結貸借対照表に資産及び負債を計上しております。

当該会計基準の適用にあたり、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この変更に伴う当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,938百万円
土地	7,732百万円
計	9,671百万円

上記のうち工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	278百万円
土地	282百万円
計	560百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,600百万円
長期借入金	500百万円
計	2,100百万円

上記のうち工場財団抵当に係る債務

短期借入金	200百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　107,372百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1．減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
事業用資産	中華人民共和国上海市	建物及び構築物 有形固定資産その他
事業用資産	中華人民共和国香港特別行政区	有形固定資産その他

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っております。

この結果、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、帳簿価額の回収が見込まれない事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物４百万円、有形固定資産その他201百万円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値はゼロと算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　112,391,530株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年６月27日定時株主総会	普通株式	1,544	14.00	2019年３月31日	2019年６月28日
2019年10月16日取締役会	普通株式	1,765	16.00	2019年９月30日	2019年12月10日

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,765	16.00	2020年３月31日	2020年６月29日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	32,594	32,594	－
(2) 受取手形及び売掛金	71,581	71,581	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	500	491	△8
②その他有価証券	37,817	37,817	－
資産計	142,493	142,485	△8
(1) 支払手形及び買掛金	27,324	27,324	－
(2) 電子記録債務	15,844	15,844	－
(3) 短期借入金	6,244	6,244	－
(4) 社債	10,000	9,964	△36
(5) 長期借入金	5,895	5,868	△27
負債計	65,309	65,246	△63
デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金ならびに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、（2）電子記録債務ならびに（3）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）社債

当社の発行する社債の時価については、市場価格又は一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

（5）長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、時価については、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,728
非上場債券	20

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場等を有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時　　価
6,258	14,899

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産　　1,219円18銭

２．１株当たり当期純利益　　89円44銭

（重要な後発事象に関する注記）

（自己株式の取得）

当社は、2020年５月13日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

（1）自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため

（2）取得に係る事項の内容

①	取得対象株式の種類	普通株式
②	取得し得る株式の総数	3,000,000株　　（上限とする） 発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.72%
③	株式の取得価額の総額	3,600,000,000円　　（上限とする）
④	取得期間	2020年５月14日から2021年３月31日まで
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付

（連結子会社の吸収合併）

（1）合併の目的

① 株式会社オカムラ物流

当社と統合する事により、生産・販売・物流一体となったSCM全体の最適化と物流サービス向上のための取り組みを加速させ、更なる事業競争力強化と経営効率向上を図ってまいります。

② シーダー株式会社

人手不足を背景に自動倉庫の需要が拡大している環境下で、当社と統合することにより、搬送装置専業メーカーとしてのシーダー株式会社が持つ技術力を活かし、総合力の強化を図ってまいります。

（2）本合併の要旨

① 結合当事企業の名称	株式会社オカムラ物流	シーダー株式会社
② 結合当事企業の事業内容	・貨物自動車運送業 ・貨物運送取扱業 ・産業廃棄物収集運搬業 ・家具・什器・建材類の保管、荷役、組立修理、据付工事の請負管理、販売及び賃貸など	・搬送装置の組立、製造、輸入、販売 ・機械器具の設置工事、電気工事及び保守など
③ 企業結合日	2020年７月１日（予定）	
④ 企業結合の法的形式	当社を存続会社、株式会社オカムラ物流を消滅会社とする吸収合併	当社を存続会社、シーダー株式会社を消滅会社とする吸収合併
⑤ 結合後企業の名称	株式会社オカムラ	

（3）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

個　別　注　記　表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

・その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
評価方法は移動平均法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　　2年～50年
機械及び装置　　2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生の翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用又は退職給付引当金に計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状況等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,354百万円
土地	7,269百万円
計	8,623百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,400百万円
長期借入金	500百万円
計	1,900百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　86,650百万円

3．保証債務

下記の会社の金融機関からの借入及び営業取引に対し、債務保証を行っております。

奥卡姆拉（中国）有限公司	290百万円
Okamura Salotto Hong Kong Limited	140百万円

4．関係会社に対する金銭債権及び債務（独立掲記したものを除く）

短期金銭債権	2,504百万円
短期金銭債務	7,686百万円

(損益計算書に関する注記)

1．関係会社との取引高

営業取引高	49,037百万円
営業取引以外の取引高	951百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増　加(株)	減　少(株)	当事業年度末(株)
普　通　株　式	2,066,983	636	－	2,067,619
合　　計	2,066,983	636	－	2,067,619

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	退職給付引当金	4,573百万円
	賞与引当金	1,107百万円
	関係会社株式評価損	717百万円
	原材料製品評価損	411百万円
	貸倒引当金	348百万円
	未払事業税	253百万円
	未払社会保険料	167百万円
	ゴルフ会員権評価損	91百万円
	その他	467百万円
	繰延税金資産小計	8,139百万円
	評価性引当額	△1,267百万円
	繰延税金資産合計	6,871百万円
	繰延税金負債との相殺	△6,871百万円
	繰延税金資産の純額	－
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	4,107百万円
	圧縮記帳積立金	2,306百万円
	投資有価証券	1,716百万円
	その他	21百万円
	繰延税金負債合計	8,150百万円
	繰延税金資産との相殺	△6,871百万円
	繰延税金負債の純額	1,279百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

１．子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱関西オカムラ	大阪府東大阪市	100	当社が販売する製品の製造	100.0	役員２名	―	製品の仕入	9,361	支払手形 買掛金	1,597 1,926
子会社	㈱オカムラ物流	神奈川県横浜市	90	当社が販売する製品の保管・輸送	100.0	役員３名	―	輸送費等の支払	17,562	支払手形 買掛金	2 2,546

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引価格等については、類似する取引の条件を参考にして決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産　　1,109円93銭

２．１株当たり当期純利益　　83円85銭

（重要な後発事象に関する注記）

（自己株式の取得）

当社は、2020年５月13日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

（1）自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため

（2）取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類　普通株式
② 取得し得る株式の総数　3,000,000株　（上限とする）
発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.72％
③ 株式の取得価額の総額　3,600,000,000円　（上限とする）
④ 取得期間　2020年５月14日から2021年３月31日まで
⑤ 取得方法　東京証券取引所における市場買付

（連結子会社の吸収合併）

（1）合併の目的

① 株式会社オカムラ物流

当社と統合する事により、生産・販売・物流一体となったSCM全体の最適化と物流サービス向上のための取り組みを加速させ、更なる事業競争力強化と経営効率向上を図ってまいります。

② シーダー株式会社

人手不足を背景に自動倉庫の需要が拡大している環境下で、当社と統合することにより、搬送装置専業メーカーとしてのシーダー株式会社が持つ技術力を活かし、総合力の強化を図ってまいります。

（2）本合併の要旨

① 結合当事企業の名称	株式会社オカムラ物流	シーダー株式会社
② 結合当事企業の事業内容	・貨物自動車運送業 ・貨物運送取扱業 ・産業廃棄物収集運搬業 ・家具・什器・建材類の保管、荷役、組立修理、据付工事の請負管理、販売及び賃貸など	・搬送装置の組立、製造、輸入、販売 ・機械器具の設置工事、電気工事及び保守など
③ 企業結合日	2020年７月１日（予定）	
④ 企業結合の法的形式	当社を存続会社、株式会社オカムラ物流を消滅会社とする吸収合併	当社を存続会社、シーダー株式会社を消滅会社とする吸収合併
⑤ 結合後企業の名称	株式会社オカムラ	

（3）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

別紙３

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添のとおりです。

第24期　貸借対照表

シーダー株式会社

(単位:円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金	1,650,073	買掛金	68,829,923
銀行預金	178,486,256	短期借入金	820,000,000
売掛金	51,078,474	未払金	2,246,000
未収入金	103,870	未払費用	14,684,741
仕掛品	62,926,816	未払法人税等	3,611,400
原材料	31,824,304	未払消費税	23,160,200
前払費用	1,482,636	預り金	631,580
仮払金	359,573	賞与引当金	10,612,604
		製品保証引当金	4,895,000
流動資産合計	327,912,002	流動負債合計	948,671,448
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	0
建物附属設備	84,402,096	退職給付引当金	14,543,670
機械及び装置	197,622,682		
工具器具備品	45,876,189	固定負債合計	14,543,670
什器備品	12,147,612		
減価償却累計額	-340,048,579		
有形固定資産合計	0	負債合計	963,215,118
無形固定資産		純資産の部	
ソフトウエア	0	株主資本	
電話加入権	1,067,800	資本金	41,000,000
		資本剰余金	0
無形固定資産合計	1,067,800		
投資その他の資産		利益剰余金	
		利益準備金	10,145,000
		別途積立金	350,000,000
		繰越利益剰余金	-1,035,380,316
投資その他の資産合計	0	利益剰余金合計	-675,235,316
固定資産合計	1,067,800	純資産合計	-634,235,316
資産合計	328,979,802	負債及び純資産合計	328,979,802

第24期　損　益　計　算　書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

シーダー株式会社

(単位:円)

科　　目	金　　額	
売　上　高		890,934,795
売　上　原　価		734,423,126
売上総利益		156,511,669
販売費及び一般管理費		134,385,964
営業利益		22,125,705
営業外収益		
受取利息	890	
その他の収益	158,453	
営業外費用		
支払利息	8,334,843	
経常利益		13,950,205
特別利益		
特別損失		
固定資産除却損	16,901	
減損損失	57,716,430	
税引前当期純利益		-43,783,126
法人税、住民税及び事業税	3,611,519	
法人税等調整額		
当期純利益		-47,394,645

株主資本等変動計算書

自　2019年4月 1日
至　2020年3月31日

(単位：円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						任意積立金	繰越利益剰余金	
前期末残高	41,000,000			0	10,145,000	350,000,000	-987,985,671	-627,840,671
新株の発行				0				0
剰余金の配当				0				0
役員賞与				0				0
当期純利益				0			-47,394,645	-47,394,645
自己株式の取得				0				0
自己株式の償却				0				0
その他増加				0				0
その他減少				0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				0				0
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	-47,394,645	-47,394,645
当期末残高	41,000,000	0	0	0	10,145,000	350,000,000	-1,035,380,316	-675,235,316

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地評価差額金	評価・換算差額等合計		
前期末残高		-586,840,671				0		-586,840,671
新株の発行		0				0		0
剰余金の配当		0				0		0
役員賞与		0				0		0
当期純利益		-47,394,645				0		-47,394,645
自己株式の取得		0				0		0
自己株式の償却		0				0		0
その他増加		0				0		0
その他減少		0				0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		0				0		0
当期変動額合計	0	-47,394,645	0	0	0	0	0	-47,394,645
当期末残高	0	-634,235,316	0	0	0	0	0	-634,235,316

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

1) 製品及び仕掛品・・・個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2) 原材料　・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産 … 法人税法に規定する定額法

2) 無形固定資産 … 法人税法に規定する定額法

(3) 引当金の計上基準

1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込み額基準により計上しております。

2) 製品保証引当金

製品等に対する保証見込み額として、過去 2 年間の発生実績割合基準により計上しております。

3) 退職給付引当金

従業員の退職に備えるため、退職金規程に基づく自己都合退職の場合による要支給額から、中退共による要支給額を差引いた額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、1 契約 300 万円以下は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により、1 契約 300 万円超は資産の売買取引に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2．　貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	340,048,579 円
(2) 親会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	51,170,547 円
短期金銭債務	619,475,940 円

3．　損益計算書に関する注記

(1) 親会社との取引高	
売上高	889,567,495 円
仕入高	47,258,613 円
費用計上高	24,800,162 円
営業外費用	6,116,709 円

4．　株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	820 株

5．　1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当り純資産額	-773,458 円
(2) 1株当り当期純利益	-57,798 円

6．　重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。